

## 第二章 社会の一般（公的）歳入の源泉（六）

### 第二部 租税（五）

#### 第二節 利潤への課税（一）

資本が生み出す収益は大きく二つに分けられ、一つは利子の支払いを賄い、資本の所有者に帰属する取り分であり、もう一つはその利子額を上回る剰余である。

利益のうち、企業者利潤は直接課税に向かない。資本運用に伴う危険と管理の手間への補償であり、通常は控えめな水準にとどまつていて、これがなければ運用者は採算が合わず事業を続けられないからだ。したがつて利益全体に比例した直接課税が課されると、企業者利潤の率を引き上げるか、金利へ転嫁して支払利子を減らすかの二者択一になる。利潤率を税相当分だけ上げる場合は、資本の使途によつて負担の帰着先が分かれれる。農業資本として耕作に用いるなら、生産物の価格から自らの取り分をより大きくするしかなく、これは地代の引き下げによつてしか実現できないため、負担は地主に移る。一方、商業資本や製造資本として用いるなら、商品の値上げ以外になく、その負担は全

面的に消費者へ転嫁される。利潤率を据え置くなら、税は全額が利子部分にかかり、借入資本の支払利子が下がつて、重荷は結局金利に帰着する。一方で軽くできない負担は、他方で軽くせざるを得ない。

金利は一見、地代と同様に直接課税の対象として適しているように見える。地代と同じく、資本運用に伴う危険と労力を補つた後に残る純益だからである。農業に投じた資本の回収と相応の利潤を確保した後に残る純益は、課税によつて増えることはない。このため、地代税が地代を押し上げないと同じ理由で、金利税も金利水準を押し上げない。課税の有無にかかわらず、国内の資本や貨幣の総量が土地と同様に一定だと仮定しているからである。第一編で示したとおり、通常の利潤率は、投入資本量がその資本に割り当てられた仕事量に対してどの程度の比率かで決まる。金利への課税は、この仕事量を増やすことも減らすこともない。したがつて、投入資本量が課税によつて増減しないかぎり、通常の利潤率は変わらない。事業者の危険と労力への補償として不可欠な利潤部分も、危険と労力が変わらない以上、変わらない。その結果、資本の所有者に帰属し、金利の支払い原資となる残余も必然的に変わらない。以上から、金利は地代と同様、直接課税に適した対象といえる。

### 3 第二章 社会の一般（公的）歳入の源泉（六）

しかし、金利は地代に比べると直接課税の対象としての妥当性は低い。その理由は二つある。

まず、土地の保有規模や価値は秘匿の余地がほとんどなく、公開性が高く、個々の土地の面積や価格も高い精度で把握できる。これに対し、個人が保有する資本ストックの総額は多くの場合秘匿されており、十分な精度で確認することはほぼ不可能だ。しかもその額は絶え間なく変動し、増減しない年はまれで、しばしば一ヶ月も経たず、ときには一日も経たずに上下する。こうした変動に課税を合わせようとして私的事情に踏み込み、内情を洗い出し、資産の変動を常時監視すれば、人々に耐え難い終わりのない煩わしさを招く。

第二に、土地は動かせないが資本は容易に移転できる。土地の所有者は資産の所在国にとどまらざるを得ない一方、資本の所有者は事実上国境を越えて移動でき、特定の国に縛られない。厳しい当局の調査や重い課税に直面すれば、その国を離れ、より安心して事業を継続し資産を運用・保有できる他国へ資本を移す。資本が移れば、国内でその資本に支えられてきた産業は縮小する。資本は土地を耕し、労働を雇う。したがって、資本を国外へ追いやるような課税は、税収を減らし、ひいては社会全体の所得も減らす

方向に働く。資本の利潤だけでなく、地代や賃金も、資本の移転に伴つて多かれ少なかれ減少する。

そのため、資本収入に課税しようとした諸国は、過度に立ち入った厳格な調査の実施を避け、恣意性が入り込みやすい大雑把な推計や概算に頼らざるを得なかつた。こうして生じる課税の著しい不平等や不確実性は、税率を極めて低く設定することでしか緩和できず、その結果、人々の評価額は実収入を大きく下回るのが一般的となり、隣人の評価が多少低くてもさほど気に留めなくなつた。

イングランドのいわゆる土地税は、土地と同率で資本にも課す制度で、土地に一ポンド当たり四シリング、すなわち想定地代の五分の一を課すなら、資本にも想定利子の五分の一を課すという趣旨だつた。年次土地税の導入当初は法定利率が六パーセントで、百ポンドの資本には二十四シリング、すなわち六ポンドの五分の一がかかると見積もらされ、その後法定利率は五パーセントへ引き下げられ、百ポンド当たりの課税額は二十シリングとなつた。土地税で賦課すべき総額は郡部と主要都市に配分され、配分の大半は郡部に回り、都市分の多くは家屋に割り当てられたが、土地に投下された資本は非課税とされたため、都市で資本や商業に充てられた割り当て額は実態を大きく下回り、当初

## 5 第二章 社会の一般（公的）歳入の源泉（六）

の不均衡も大きな混乱にはつながらなかつた。各教区や各地区は土地・家屋・資本を当初の配分のまま評価し続け、全国的な繁栄による価値上昇もあって、その不均衡の重要性はさらに小さくなつたうえ、各地区の税率は常に一定なので、個々の資本の負担額に関する不確実性も和らぎ、影響は小さいままだつた。仮にイングランドの土地の多くが実際の価値の二分の一未満で課税されているとすれば、資本の多くは実際の価値の五十分の一にも満たない課税評価にとどまつてゐる可能性がある。都市によつては、ウエストミンスターのように全額を家屋に課し、資本や商業を非課税とする例がある一方、ロンドンは事情が異なる。

各国は、個人の私生活に踏み込むような過度な調査や詮索を一貫して意図的に避けてきた。

ハンブルクでは、住民は保有するすべての資産に対し四分の一パーセントを国に納める義務がある。同市の富の大半は資本が占めるため、実質的には資本への課税といえる。納税は自己申告制で、住民は毎年、職員の立ち会いのもとで公庫に一定額を納め、その額が自らの全資産の四分の一パーセントに当たると宣誓するだけで、総資産の申告や審査は求められない。この税は概して誠実に履行されると評価され、小規模な共和政

体では、市民が当局を信頼し、國家維持に必要で使途も適正だと確信していれば、この種の良心的かつ自発的な納付が成り立つ。これはハングブルクだけのことではない。

イスのウンターホルト州では、暴風雨や洪水が相次いで臨時支出が生じるたびに住民が集まり、一人一人が保有資産を正直に申告し、その額に応じて州が課税する。チューリヒでは、緊急時に収入に比例した課税を行うことを法で定めており、収入は宣誓のうえで申告させるが、市民同士が不正を働くことは想定していない。バーゼルでは、主要な歳入は輸出品に課す少額の関税で賄われており、全市民が三ヶ月ごとに法定税の納付について宣誓し、商人から宿屋経営者に至るまで、域内外での販売の帳簿を自ら管理して三ヶ月の期末に財務官に提出し、末尾に自己算定の税額を記す。信頼に基づく仕組みでも、歳入が損なわれるとの懸念はない。

イスの一部の州では、全市民に対し宣誓のうえで財産額の公開を求める重い負担とは受け取られていないとされる一方、ハンブルクでは同じ措置が最も重い負担と受け止められるだろう。危険を伴う取引に携わる商人は、資産や資金繰りなど経済状況の開示義務そのものに強い不安と警戒を抱き、信用の毀損や計画の頓挫を招きかねないと判断するためだ。他方、こうした企てに関与せず慎み深く儉約的に暮らす人々には、そも

そも隠すべきものがない。

オランダでは、故オラニエ公が総督に就任した直後、通称「五十分の一税」とされた、全市民の全資産に一律二パーセントを課す税が導入された。各人はハングルクの例に倣い自己申告で税額を算定し、納付は総じてきわめて誠実だったと評価された。当時、人々は全国的な蜂起によつて自ら樹立した新政府を強く支持していた。この税は非常時の国家救済のための一度限りの措置とされ、恒久税とするには明らかに重すぎた。市中金利が三パーセントをほとんど上回らない国では、資本に二パーセントを課すのは、その資本が通常得られる最高の純利回りに照らして、収益一ポンドにつき十三シリング四ペンスを徴収するのに等しく、多くの人にとつては元本を少しでも取り崩さずに納めるのは難しかつた。非常時には公共への強い熱意から元本の一部を差し出すこともあり得るが、これが長引けば人々を根底から疲弊させ、国家を支える力そのものを損なつてしまふ。

英國の土地税法案における資本課税は、資本額に比例して課すものの資本そのものを減らすこととする目的ではなく、地代の税率との均衡を保つよう利子に課税することを狙いとしており、たとえば地代が一ポンド当たり四シリングなら利子も一ポンド

当たり四シリングとする。同様に、ハンブルクの課税や、より穩当なウンターヴアルトおよびチューリヒの課税も、課税対象は資本そのものではなく、その利子や資本の純収益である。これに対して、オランダの課税は資本そのものに課すことを意図していた。